

新 旧 対 照 条 文

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後                         |                      | 改 正 前                         |
|-------------------------------|----------------------|-------------------------------|
| 第二                            | 一 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術 | 第二                            |
|                               | イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 | 一 高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術          |
|                               | 子宮腺筋症                | イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状          |
|                               | ロ（略）                 | 子宮腺筋症                         |
|                               | 二・三（略）               | ロ（略）                          |
| （削除）                          | （削除）                 | 二・三（略）                        |
|                               | （削除）                 | 四 インプラント義歯                    |
|                               | （削除）                 | （略）                           |
|                               | （削除）                 | 五 顎顔面補綴                       |
|                               | （削除）                 | （略）                           |
| （削除）                          | （削除）                 | 六 人工括約筋を用いた尿失禁手術              |
|                               | （削除）                 | （略）                           |
|                               | （削除）                 | 七 光学印象採得による陶材歯冠修復法            |
|                               | （削除）                 | （略）                           |
|                               | （削除）                 | 八 経皮的レーザー椎間板減圧術               |
| 四 造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定 | イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 | 九 造血器腫瘍細胞における薬剤耐性遺伝子産物P糖蛋白の測定 |
|                               | 白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫   | イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状          |
|                               |                      | 白血病、悪性リンパ腫又は多発性骨髄腫            |
|                               |                      |                               |
|                               |                      |                               |

五  
ロ (略)

(削除)

六 先天性血液凝固異常症の遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) (略)

①③ (略)

④ 倫理委員会が設置されており、届出後（届出月以降をいう。以下同じ。）当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑤⑧ (略)

(削除)

(削除)

七 三次元形状解析による体表の形態的診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 形成外科専門医（社団法人日本形成外科学会（昭和六十一年八月一日に社団法人日本形成外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）  
脳神経

十  
ロ (略)

十一 CTガイド下気管支鏡検査

(略)

十二 先天性血液凝固異常症の遺伝子診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) (略)

①③ (略)

④ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑤⑧ (略)

十三 筋強直性ジストロフィーの遺伝子診断

(略)

十四 抗悪性腫瘍<sup>しゅよう</sup>剤感受性検査（SDI法）

(略)

十五 三次元形状解析による体表の形態的診断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 形成外科専門医、脳神経外科専門医、小児外科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科<sup>いんこう</sup>専門医又は口腔<sup>くわう</sup>外科専門医であること。

外科専門医（社団法人日本脳神経外科学会（平成十五年十二月四日に社団法人日本脳神経外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）  
専門医、眼科専門医（財団法人日本眼科学会（昭和三年四月二十六日に財団法人日本眼科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）  
専門医（社団法人日本耳鼻咽喉科学会（昭和二十八年四月一日に社団法人日本耳鼻咽喉科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）  
又は口腔外科専門医（社団法人日本口腔外科学会（平成三年十月二十五日に社団法人日本口腔外科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④（略）

(2)（略）

（削除）

八〇十一

十二 ミトコンドリア病の遺伝子診断

イ（略）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

①（略）

② 内分泌代謝科専門医、神経内科専門医（有限責任中間法人日本神経学会が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④（略）

(2)（略）

十六 抗悪性腫瘍剤感受性検査（H D R A法又はC D I D S T法）

（略）

十七〇二十

二十一 ミトコンドリア病の遺伝子診断

イ（略）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

①（略）

② 内分泌代謝科専門医、神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③・④ (略)  
(2) (略)  
(削除)

十三

十四 難治性眼疾患に対する羊膜移植術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

再発翼状片、角膜上皮欠損（角膜移植によるものを含む。）、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘢痕、瞼球癒着（ステイープンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷瘢痕その他の重症の瘢痕性角結膜疾患を含む。）、結膜上皮内過形成、結膜腫瘍その他の眼表面疾患

ロ (略)

十五

(削除)

(削除)

(削除)

十六・十七

十八 自家液体室素処理骨移植

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨軟部腫瘍切除後の骨欠損

ロ (略)

③・④ (略)  
(2) (略)  
二十二 鏡視下肩峰下腔除圧術  
(略)

二十三

二十四 難治性眼疾患に対する羊膜移植術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

再発翼状片、角膜上皮欠損（角膜移植によるものを含む。）、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘢痕、瞼球癒着（ステイープンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷瘢痕その他の重症の瘢痕性角結膜疾患を含む。）、結膜上皮内過形成、結膜腫瘍その他の眼表面疾患

ロ (略)

二十五

二十六 腫瘍脊椎骨全摘術  
(略)

二十七 31 燐ー磁気共鳴スペクトロスコピーとケミカルシフト画像による糖尿病性足病変の非侵襲的診断

(略)

二十八 神経芽腫の遺伝子検査  
(略)

二十九・三十

三十一 自家液体室素処理骨移植

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨軟部腫瘍切除後の骨欠損

ロ (略)

(削除)

十九 マントル細胞リンパ腫の遺伝子検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

マントル細胞リンパ腫

ロ (略)

二十 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

悪性脳腫瘍

ロ (略)

二十一

(削除)

二十二・二十三

(削除)

二十四 泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ

節郭清術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

泌尿生殖器腫瘍（リンパ節転移の場合及び画像によりリンパ節

転移が疑われる場合に限る。）

ロ (略)

(削除)

(削除)

三十二 腹腔鏡補助下腓体尾部切除又は核出術

(略)

三十三 マントル細胞リンパ腫の遺伝子検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

マントル細胞リンパ腫

ロ (略)

三十四 抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

悪性脳腫瘍

ロ (略)

三十五

三十六 エキシマレーザー冠動脈形成術

(略)

三十七・三十八

三十九 三次元再構築画像による股関節疾患の診断及び治療

(略)

四十 泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ

節郭清術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

泌尿生殖器腫瘍（リンパ節転移の場合及び画像によりリンパ節

転移が疑われる場合に限る。）

ロ (略)

四十一 HLA抗原不一致血縁ドナーからのCD34陽性造血幹細胞移植

(略)

四十二 ケラチン病の遺伝子診断

(略)

(削除)

二十五・二十六

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

二十七 CYP2C19 遺伝子多型検査に基づくテラーメイドのヘリ

コバクター・ピロリ除菌療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ヘリコバクター・ピロリ感染を伴う胃潰瘍又は十二指腸潰瘍

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 消化器病専門医（財団法人日本消化器病学会（昭和二十九年

七月十六日に財団法人日本消化器病学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

二十八

二十九 X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手

四十三 隆起性皮膚線維肉腫の遺伝子検査

(略)

四十四・四十五

四十六 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

(略)

四十七 カラー蛍光観察システム下気管支鏡検査及び光線力学療法

(略)

四十八 先天性銅代謝異常症の遺伝子診断

(略)

四十九 超音波骨折治療法

(略)

五十 CYP2C19 遺伝子多型検査に基づくテラーメイドのヘリコ

バクター・ピロリ除菌療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ヘリコバクター・ピロリ感染を伴う胃潰瘍又は十二指腸潰瘍

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 消化器病専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

五十一

五十二 X線CT画像診断に基づく手術用顕微鏡を用いた歯根端切除手

術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 歯科保存治療専門医（特定非営利活動法人日本歯科保存学会が認定したものを用いる。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

三十 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術後のも

の

ロ (略)

(削除)

(削除)

三十一 歯周外科治療におけるバイオ・リジエネレーション法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 歯周病専門医（特定非営利活動法人日本歯周病学会が認定したものを用いる。）又は口腔外科専門医であること。

③・④ (略)

術

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

③ 歯科保存治療専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

五十三 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍掻爬術後のも

の

ロ (略)

五十四 色素性乾皮症の遺伝子診断

(略)

五十五 先天性高インスリン血症の遺伝子診断

(略)

五十六 歯周外科治療におけるバイオ・リジエネレーション法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 歯周病専門医又は口腔外科専門医であること。

②・④ (略)

(2) (略)

三十二

(削除)

(削除)

(削除)

三十三 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医（社団法人日本呼吸器学会（平成十四年八月二十二日に社団法人日本呼吸器学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、呼吸器外科専門医（特定非営利活動法人日本胸部外科学会又は特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、消化器外科専門医（有限責任中間法人日本消化器外科学会が認定したものをいう。以下同じ。）、がん薬物療法専門医（特定非営利活動法人日本臨床腫瘍学会が認定したものをいう。）又は乳腺専門医（有限責任中間法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。

③・④

(2) (略)

(2) (略)

五十七

五十八 腹腔鏡下直腸固定術

(略)

五十九 骨移動術による関節温存型再建

(略)

六十 肝切除手術における画像支援ナビゲーション

(略)

六十一 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 血液専門医、消化器病専門医、呼吸器専門医、呼吸器外科専門医、消化器外科専門医、がん薬物療法専門医又は乳腺専門医（有限責任中間法人日本乳癌学会が認定したものをいう。）であること。

④・⑤

(2) (略)

|      |                                                                                                                 |     |                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------|
| 三十四  | 自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法                                                                                        | 六十二 | 自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法                    |
| 三十五  | 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法                                                                                  | 六十三 | 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法              |
| 三十六  |                                                                                                                 | 六十四 | EBウイルス感染症迅速診断（リアルタイムPCR法）                   |
| イ    | （略）                                                                                                             | イ   | （略）                                         |
| ロ    | 施設基準                                                                                                            | ロ   | 施設基準                                        |
| (1)  | 主として実施する医師に係る基準                                                                                                 | (1) | 主として実施する医師に係る基準                             |
| ①    | （略）                                                                                                             | ①   | （略）                                         |
| ②    | 総合内科専門医（社団法人日本内科学会（大正十四年十月十四日に社団法人日本内科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。 | ②   | 総合内科専門医、小児科専門医、外科専門医、小児外科専門医又は泌尿器科専門医であること。 |
| (2)  | （略）                                                                                                             | (2) | （略）                                         |
| （削除） |                                                                                                                 | 六十五 | 内視鏡下小切開泌尿器腫瘍手術                              |
| 三十七  |                                                                                                                 | （略） |                                             |
| （削除） |                                                                                                                 | 六十六 |                                             |
| 三十八  | 四十一                                                                                                             | 六十七 | 先天性難聴の遺伝子診断                                 |
| 四十二  | RET遺伝子診断                                                                                                        | （略） |                                             |
| イ    | 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状                                                                                              | 六十八 | 七十一                                         |
|      | 甲状腺腫瘍                                                                                                           | 七十二 | RET遺伝子診断                                    |
| ロ    | （略）                                                                                                             | イ   | 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状                          |
| 四十三  |                                                                                                                 |     | 甲状腺腫瘍                                       |
| （削除） |                                                                                                                 | ロ   | （略）                                         |
|      |                                                                                                                 | 七十三 |                                             |
|      |                                                                                                                 | 七十四 | マイクロ波子宮内膜アブレーション                            |
|      |                                                                                                                 | （略） |                                             |

四十四 光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 精神保健指定医（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医をいう。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

四十五 内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

下肢慢性静脈不全症（下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化若しくは萎縮が起こり、又は潰瘍を有するものであって、超音波検査により穿通枝の血液が逆流していることが確認されるものに限る。）

ロ (略)

四十六 歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 補綴歯科専門医（社団法人日本補綴歯科学会（平成十七年三月十六日に社団法人日本補綴歯科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）又は

七十五 光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 精神保健指定医であること。

⑤・④ (略)

(2) (略)

七十六 内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

下肢慢性静脈不全症（下腿の広範囲の皮膚に色素沈着、硬化若しくは萎縮が起こり、又は潰瘍を有するものであって、超音波検査により穿通枝の血液が逆流していることが確認されるものに限る。）

ロ (略)

七十七 歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 補綴歯科専門医又は歯科保存治療専門医であること。

齒科保存治療専門医であること。

③・④

(2) (略)

(削除)

四十七

(削除)

四十八 単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 皮膚科専門医（社団法人日本皮膚科学会（昭和二年四月二十

八日に社団法人日本皮膚科学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。

③・④ (略)

(2) (略)

四十九 網膜芽細胞腫の遺伝子診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の患者の血族に係

るもの

ロ (略)

五十・五十一

(削除)

③・④

(2) (略)

七十八 内視鏡的大腸粘膜下層剥離術

(略)

七十九

八十 削除

八十一 単純疱疹ウイルス感染症又は水痘帯状疱疹ウイルス感染迅速診断（リアルタイムPCR法）

イ (略)

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① (略)

② 皮膚科専門医であること。

③・④ (略)

(2) (略)

八十二 網膜芽細胞腫の遺伝子診断

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

網膜芽細胞腫の患者又は遺伝性網膜芽細胞腫の患者の血族に係

るもの

ロ (略)

八十三・八十四

八十五 腹腔鏡下膀胱内手術

(略)

(削除)

五十二

(削除)

五十三・五十四

五十五 急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的

PCR法による骨髓微小残存病変(MRD)量の測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)  
であつて初発時に骨髓浸潤を認めるリンパ芽急性リンパ腫若しくは  
バーキットリンパ腫

ロ 施設基準

(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機  
関の施設基準

① 主として実施する医師に係る基準

(イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以  
上の経験を有すること。

(ロ) 血液専門医であること。

(ハ) 当該療養について三年以上の経験を有すること。

(ニ) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師とし  
て五例以上の症例を実施していること。

② 保険医療機関に係る基準

(イ) 小児科を標榜ほうしていること。

(ロ) 実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する  
常勤の医師が三名以上配置されていること。

八十六 腹腔鏡下根治的膀胱全摘除術

(略)

八十七

八十八 根治的前立腺全摘除術における内視鏡下手術用ロボット支援

(略)

八十九・九十

九十一 急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的

PCR法による骨髓微小残存病変(MRD)量の測定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

急性リンパ性白血病(ALL)又は非ホジキンリンパ腫(NHL)  
であつて初発時に骨髓浸潤を認めるリンパ芽急性リンパ腫若しくは  
バーキットリンパ腫

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以  
上の経験を有すること。

② 血液専門医であること。

③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として  
五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 小児科を標榜ほうしていること。

② 実施診療科において、血液専門医の経験を五年以上有する常  
勤の医師が三名以上配置されていること。

- (ハ) 臨床検査技師が配置されていること。
- (ニ) 病床を十床以上有していること。
- (ホ) 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一年以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- (ヘ) 当直体制が整備されていること。
- (ト) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (チ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- (リ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- (ヌ) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- (ル) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
- (2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
- ① 主として実施する医師に係る基準
- (イ) 専ら小児科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- (ロ) 血液専門医であること。
- ② 保険医療機関に係る基準
- (イ) 小児科又は内科を標榜していること。
- (ロ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

- ③ 臨床検査技師が配置されていること。
- ④ 病床を十床以上有していること。
- ⑤ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一年以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- ⑥ 当直体制が整備されていること。
- ⑦ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑧ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑨ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
- ⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑪ 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。

(ハ) 遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。

(3) (2)に規定する保険医療機関から検体の採取以外の業務を受託する保険医療機関の施設基準

① (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。

② 当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的な意義等適切な医学的解釈その他の必要な事項を報告すること。

五十六・五十七

五十八 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

通常の治療に抵抗性を有する難治性皮膚潰瘍（身体の状態により手術による治療が困難な者等に係るものに限る。）

ロ (略)

五十九・六十

六十一 デキストラン硫酸を用いた吸着型血漿浄化器を使用した血漿交換療法

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

閉塞性動脈硬化症（フォンタン分類Ⅱ度以上の患者（二十歳以上八十歳未満の者であつて、血中総コレステロール値が二百二十ミリグラム毎デシリットル未満であり、かつ、LDLコレステロール値が百四十ミリグラム毎デシリットル未満であるものに限る。）に係るものであつて膝窩動脈若しくは膝窩動脈より遠位の動脈の閉塞又は広範囲な部位にわたる動脈の閉塞がある等の理由により外科的治

九十二・九十三

九十四 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

通常の治療に抵抗性を有する難治性皮膚潰瘍（身体の状態により手術による治療が困難な者等に係るものに限る。）

ロ (略)

九十五・九十六

(新設)

療が困難であり、かつ、従来の薬物療法では十分な効果が認められないものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら腎臓内科、透析内科又は内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- ② 腎臓専門医（社団法人日本腎臓学会（平成六年一月二十八日に社団法人日本腎臓学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）又は透析専門医（社団法人日本透析医学会（平成五年十一月四日に社団法人日本透析医学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。）であること。

- ③ 当該療養について五年以上の経験を有すること。
- ④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

- ① 腎臓内科、透析内科又は内科を標榜<sup>ぽう</sup>していること。
- ② 実施診療科において、血液透析について五年以上の経験を有する常勤の医師が配置されていること。
- ③ 循環器専門医が二名以上配置されていること。
- ④ 臨床工学技士が配置されていること。
- ⑤ 当直体制が整備されていること。
- ⑥ 緊急手術体制が整備されていること。
- ⑦ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑧ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑨ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催する

こと。

⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

⑫ 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

## 六十二 腹腔鏡下仙骨腫固定術

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

骨盤臓器脱

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら産婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

② 産婦人科専門医であること。

③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 産婦人科を標榜<sup>ぽう</sup>していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 麻酔科標榜<sup>ぽう</sup>医が配置されていること。

④ 病床を有していること。

⑤ 緊急手術体制が整備されていること。

⑥ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑦ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑧ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑨ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。